

国民健康保険料 納入通知書を送ります

問 医療保険課（市役所1階9番窓口） ☎32-2071、各支所・出張所

国民健康保険料の納入通知書を、7月中旬に発送します。保険料の金額や納付方法は、納入通知書をご確認ください。

国民健康保険料は、世帯主が納付します

世帯主が国民健康保険（国保）に加入していなくても、同じ世帯内に国保の加入者がいる場合は、世帯主あてに納入通知書を送付します。

コンビニで国民健康保険料の納付が可能です

国民健康保険料は、市役所窓口や指定金融機関などのほか、全国のコンビニでも納めることができます。※バーコードの印字が無いものや督促状、納期限を過ぎた納付書はコンビニでは使えません

口座振替に切り替えましょう

保険料の納付を口座振替にすることで、納め忘れを防ぐことができます。

納税課、医療保険課、各支所・出張所または預貯金口座のある金融機関の窓口で手続きしてください。通帳と通帳に使用している印鑑が必要です。

国民健康保険料の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書・口座振替				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
年金天引き	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

※口座振替日は、各期の月末（土曜日・日曜日・祝日の場合は、金融機関などの翌営業日）

「限度額適用・食事標準負担額減額認定証」「高齢受給者証」の更新について

問 708-8501津山市山北520医療保険課（市役所1階9番窓口） ☎32-2071、各支所・出張所

外来・入院時の「限度額適用・食事標準負担額減額認定証」の更新手続き

現在、使用中の認定証の有効期限は、7月31日(金)です。認定証の更新には申請が必要です。

対象 次の認定証を持っていて、更新を希望する人

- 国民健康保険限度額適用認定証（薄緑色の証）
- 国民健康保険標準負担額減額認定証（黄土色の証）
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（黄土色の証）

申請方法 8月3日(月)以降に医療保険課、各支所・出張所の窓口または郵送で申請する

持ってくるもの 印鑑（スタンプ印不可）、国民健康保険証

※有効期限を過ぎた認定証と受給者証は、細かく破り捨てるなど個人で処分するか、医療保険課または各支所・出張所の窓口に戻してください。（郵送可）

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、使用中の受給者証の有効期限は、7月31日(金)です。

新しい受給者証は、前年の所得により窓口負担（2割～3割）の再判定を行い、7月下旬に送付します。

対象 70歳以上の津山市国保加入者

※窓口負担割合は、本人の所得や同じ世帯にいる国保加入者の所得で決まります。詳しくは、受給者証に同封する通知書をご覧ください

7月中に発送します 後期高齢者医療保険料額決定通知書

問 708-8501津山市山北520医療保険課（市役所1階8番窓口） ☎32-2073、各支所・出張所

令和元年中の所得に基づき、令和2年度の後期高齢者医療保険料額を決定します。決定通知書に記載している方法で保険料を納めてください。

保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 46,600円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額など} - 33万円) \times 9.17\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1人当たりの保険料 (年額)} \\ \text{※最高限度額64万円} \end{matrix}$$

低所得者世帯の保険料均等割の軽減割合が変わります

変更前		変更後
8割軽減	⇒	7割軽減
8.5割軽減	⇒	7.75割軽減

保険料の納め方

特別徴収 年金から天引きされます

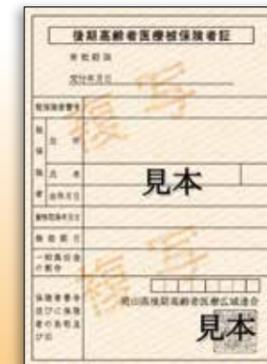
普通徴収 市内の各金融機関、郵便局（中国5県に限る）、コンビニエンスストア（コンビニ）で納付書を使って納めるか、口座振替で納めてください

保険証の更新

現在、使用中の保険証（青色）の有効期限は7月31日(金)です。

新しい保険証（クリーム色）は、前年の所得で窓口負担割合（1割または3割）を再判定し、7月下旬に発送します。8月以降、病院で受診する時は、新しい保険証を使ってください。

期限を過ぎた保険証は、細かく破り捨てるなど、個人で処分するか、医療保険課または各支所・出張所の窓口に戻してください（郵送可）。



保険証

限度額適用認定証などの更新

現在、使用中の後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（ピンク色）と後期高齢者医療限度額適用認定証（灰色）の有効期限は、7月31日(金)です。

新しい認定証は7月下旬に発送します。※前年の所得を申告していない人がいる世帯は、所得の簡易申告書を提出する必要があります（当てはまる人には、6月上旬に通知しています）



負担額減額認定証



限度額適用認定証